

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和4年9月14日(2022.9.14)

【国際公開番号】WO2020/053521
 【公表番号】特表2022-500520(P2022-500520A)
 【公表日】令和4年1月4日(2022.1.4)
 【出願番号】特願2021-513298(P2021-513298)
 【国際特許分類】

C 0 8 L 23/16(2006.01)
 C 0 8 K 3/04(2006.01)
 C 0 8 K 3/06(2006.01)
 C 0 8 K 5/44(2006.01)
 C 0 8 K 5/40(2006.01)
 B 6 0 C 1/00(2006.01)

10

【F I】

C 0 8 L 23/16
 C 0 8 K 3/04
 C 0 8 K 3/06
 C 0 8 K 5/44
 C 0 8 K 5/40
 B 6 0 C 1/00 A

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月6日(2022.9.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも高飽和ジエンエラストマーと、カーボンブラックと、硫黄及び加硫促進剤を含む加硫系とをベースとするゴム組成物であって、

- 高飽和ジエンエラストマーが、コポリマーのモノマー単位の少なくとも50mol%となるエチレン単位を含むエチレンと1,3-ジエンとのコポリマーであり、
- ゴム組成物中の高飽和ジエンエラストマーの含有量が少なくとも50phrであり、
- 加硫促進剤が、一次促進剤と二次促進剤との混合物であり、
- 二次促進剤の量と促進剤の総量との間の質量比が0.7未満であり、促進剤の前記総量は、前記ゴム組成物中の一次促進剤の質量と二次促進剤の質量との合計であり、
- 前記質量比は、phrの単位で表される量から計算され、

40

前記一次促進剤が、スルフェンアミドであり、前記二次促進剤が、チウラムジスルフィドである、

前記ゴム組成物。

【請求項2】

前記一次促進剤が、N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアジルスルフェンアミドである、請求項1に記載のゴム組成物。

【請求項3】

前記二次促進剤が、テトラベンジルチウラムジスルフィドである、請求項1又は2に記載のゴム組成物。

50

【請求項 4】

前記二次促進剤の量と前記促進剤の総量との間の質量比が 0.5 未満である、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載のゴム組成物。

【請求項 5】

前記硫黄含有量が 1 phr 未満である、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載のゴム組成物。

【請求項 6】

前記硫黄含有量と前記促進剤の総量との間の質量比が 1 未満であり、前記質量比は、phr の単位で表される含有量及び量から計算される、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載のゴム組成物。

10

【請求項 7】

前記 1,3 - ジエンが 1,3 - ブタジエンである、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載のゴム組成物。

【請求項 8】

前記ゴム組成物中の前記高飽和ジエンエラストマーの含有量が 80 ~ 100 phr に及ぶ範囲内で変動する、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のゴム組成物。

【請求項 9】

前記カーボンブラック含有量が 25 phr ~ 65 phr の間である、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載のゴム組成物。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載のゴム組成物を含むタイヤ。

20

30

40

50